

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一八
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 一八
- 公金の収納の事務を委託した件 一八
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 一八

### 公 告

- 福島県個人情報保護条例により保有個人情報の開示等の運用状況を公表する件 一八
- 福島県情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 一八
- 随意契約の相手方を決定した件八件 一八
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件三件 一九
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 一九

## 告 示

### 福島県告示第二百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年五月三十一日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ラトブ 福島県いわき市平字田町百二十番地
- 二 変更した事項  
 1 大規模小売店舗の設置者の住所

- (変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり

### 三 変更した年月日

- 1 大規模小売店舗の設置者の住所  
平成十九年十月二十五日
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
別紙書面のとおり

### 四 届出年月日

- 平成二十三年五月二十四日

### 五 届出をした者

株式会社ラトブコーポレーションほか九社十一名(別紙書面のとおり)  
 (「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
 (商業まちづくり課)

### 福島県告示第二百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年五月三十一日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ラトブ 福島県いわき市平字田町百二十番地
- 二 変更しようとする事項  
 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
 (変更前) 午前十時  
 (変更後) 午前十時(一階の一部のみ 午前九時)  
 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分まで  
 (変更後) 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 三 変更しようとする年月日  
平成二十三年六月一日
- 四 届出年月日

平成二十三年五月二十四日  
届出をした者  
株式会社ラトブコーポレーションほか九社十一名（別紙書面のとおり）  
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

福島県告示第二百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、  
公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県林業・木材産業改善資金に係る貸付金の償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福島県森林組合連合会	福島市中町五番一八号
福島県北森林組合	同 市岡部字前田一三七番地一
郡山市森林組合	郡山市逢瀬町多田野字本郷二二八
田村森林組合	田村市常葉町西向字堂ヶ入六二番地七
ふくしま中央森林組合	田村郡小野町大字小野新町字知宗五九番地二
東白川郡森林組合	東白川郡棚倉町大字棚倉字南町一〇〇番地二
西白河地方森林組合	白河市旭町一丁目二四二番地
会津北部森林組合	喜多方市字舞台田三二二八番地八
耶麻西部森林組合	同 市山都町字谷地二二八一番地の一
西会津町森林組合	耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原乙二四六〇番地
会津若松地方森林組合	会津若松市城前二番三号
下郷町森林組合	南会津郡下郷町大字豊成字下モ六二七六
田島森林組合	同 郡南会津町田島字後原甲三三八六番地
只見町森林組合	一 郡只見町大字只見字宮前一三九〇番地
伊南村森林組合	同 郡南会津町小楹字上ミ原八〇番地
館岩村森林組合	同 郡同 町松戸原五一番地
相馬地方森林組合	南相馬市原町区錦町一丁目三四番地
飯館村森林組合	相馬郡飯館村草野字本町八三番地
いわき市森林組合	いわき市平字正内町一〇七番地三
福島県木材協同組合連合会	福島市中町五番一八号

福島県郡山地区木材製材協同組合 郡山市田村町金沢字大六一四九番一〇  
 東白製材協同組合 東白川郡塙町大字台宿字下稻沢三八五番地一  
 福島県勿来地区木材製材協同組合 いわき市佐糠町碓田一一番地

三 収納の事務を委託する期間  
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十日まで  
（林業振興課）

福島県告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
相馬市山上字檜這六の五（国有林。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため  
（治山対策課）

公 告

公告第八十九号

福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。）第三十九条の規定により、平成二十二年度における各実施機関の保有個人情報の開示等の運用状況を次のとおり公表する。  
平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 保有個人情報の開示請求等の状況  
(1) 受付窓口別の内訳

（単位 件）

区 分	文書による開示請求	口頭による開示請求	合 計
県政情報センター	25	1,229	1,254

県政情報コーナー	4	0	4
出先機関窓口	27	6,403	6,430
警察情報センサー	36	3	39
合 計	92	7,635	7,727

注

- 1 「文書による開示請求」とは、条例第14条第1項の規定による保有個人情報  
の開示請求をいう（以下同じ。）。
  - 2 「口頭による開示請求」とは、条例第17条第1項の規定により口頭により行  
うことができることとした保有個人情報に対する口頭による開示請求をいう  
（以下同じ。）。
  - 3 「県政情報センサー」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
  - 4 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの  
各地方振興局に設置された窓口をいう。
  - 5 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各台  
同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人にお  
ける窓口をいう。
  - 6 「警察情報センサー」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。
  - 7 本庁担当課による受付は、「県政情報センサー」の区分に含める。
- ※ 条例第19条第1項の訂正請求、条例第21条の4第2項の利用停止請求及び条  
例第24条の苦情の申出についての実績はなかった。
- (2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	文書による 開示請求	口頭による 開示請求	合 計
知事直轄	0	0	0
総務部	0	21	21
企画調整部	0	0	0
生活環境部	0	0	0
保健福祉部	1	80	81

商工労働部	5	20	25
農林水産部	1	0	1
土木部	2	0	2
事 出 納 局	0	0	0
企 業 局	0	0	0
小 計	9	121	130
議 会	0	0	0
教 育 委 員 会	15	6,877	6,892
公 安 委 員 会	0	0	0
警 察 本 部 長	36	3	39
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0
人 事 委 員 会	5	304	309
労 働 委 員 会	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	1	0	1
公 立 大 学 法 人 福 島 県 立 医 科 大 学	25	125	150

公立大学法人会津大学	1	205	206
合 計	92	7,635	7,727

2 文書による開示請求に対する決定等の状況  
(1) 決定等の状況

(単位 件)

決 定 等 区 分	件 数
開 全 部 開 示	52
一 部 開 示	33
示 小 計	85
不 開 示	6
う ち 公 文 書 の 不 存 在	6
取 下 げ	0
却 下	1
合 計	92

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第12条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不 開 示	合 計
第1号 (法令秘情報)	0	0	0
第2号 (本人不利益情報)	0	0	0
第3号 (開示請求者以外の個人に関する情報)	33	0	33
第4号 (法人等の事業に関する情報)	1	0	1

第5号 (個人の評価等事務に関する情報)	0	0	0
第6号 (犯罪捜査等情報)	9	0	9
第7号 (審議、検討及び協議に関する情報)	1	0	1
第8号 (事務又は事業に関する情報)	12	0	12
合 計	56	0	56

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。

3 不服申立ての状況

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。

(1) 件数

(単位 件)

不 服 申 立 て	決 定				取下げ	審理中
	却下	棄却	認容	一部認容		
前年度から当該年度中にあつた新規件数	1	0	0	0	0	0
合 計	32	0	0	0	0	33

(2) 件名等

申立て年月日	件 名	決定等の区分
平成21年 9月 2日	平成21年 7月 7日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成21年 9月 2日	平成21年 7月 7日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成21年 9月 2日	平成21年 7月 7日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中



平成21年9月9日	開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	審理中
平成21年9月9日	平成21年7月16日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	審理中
平成21年11月9日	平成21年8月27日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	審理中
平成21年12月16日	平成21年9月14日付けでなされた自己情報訂正請求の不訂正決定に対する異議申立て	審理中
平成21年12月16日	平成21年9月14日付けでなされた自己情報訂正請求の不訂正決定に対する異議申立て	審理中
平成22年4月22日	平成22年2月10日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審理中

4 事業者に対する説明等の要求等の状況

(単位 件)

説明等の要求	是正の勧告	事実の公表	苦情相談処理
0	0	0	8

(文書法務課)

公告第九十号

福島県情報公開条例(平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。)第三十条の規定により、平成二十二年度における各実施機関の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

1 公文書の開示請求の状況

(1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区分	請求件数
県政情報センター	9,539
県政情報コーナー	1,893
出先機関窓口	943
警察情報センター	136
合 計	12,511

注

- 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう(以下同じ)。
- 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をいう。
- 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	請求件数
知事直轄	0
総務部	328
企画調整部	791
生活環境部	53
保健福祉部	3,048
商工労働部	96
農林水産部	1,289

事	土木部	5,392
	出納局	4
企	業局	31
	小計	11,032
教	育委員	1,173
公	安委員	36
警	察本部	100
選	挙管理委員	74
監	査委員	7
人	事委員	21
労	働委員	12
収	用委員	5
海	区漁業調整委員	6
内	水面漁場管理委員	4
病	院事業管理者	20
	公立大学法人福島県立医科大学	17
	公立大学法人会津大学	4
	合計	12,511

2 公文書の開示の決定等の状況  
 (1) 決定等の状況

決定等区分		件数
開	全部開示	8,014
	一部開示	3,201
小計		11,215
不開示		1,190
うち公文書の不存在		1,103
請求の取下げ		106
却却		0
合計		12,511

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第7条に規定する不開示情報区分	一部開示	不開示	合計
条例第7条第1号(法令秘情報)又は旧条例第6条第1号	0	2	2
条例第7条第2号(個人情報)又は旧条例第6条第2号	1,048	66	1,114
条例第7条第3号(事業情報)又は旧条例第6条第3号	2,394	11	2,405
条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)又は旧条例第6条第4号	10	0	10
旧条例第6条第5号(国、地方公共団体等関係情報)	0	0	0

条例第7条第5号（審議、検討等情報）又は旧条例第6条第6号	26	65	91
条例第7条第6号（事業執行過程情報）又は旧条例第6条第7号	823	16	839
旧条例第6条第8号（合議制機関等関係情報）	0	0	0
合 計	4,301	160	4,461

注

- 1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示（公文書の不存在を除く。）の決定件数の合計と一致しない場合がある。
- 2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条例（平成2年福島県条例第41号）第6条各号を示す。
- 3 不服申立ての状況  
 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。  
 (1) 件数

(単位 件)

不服申立て 前年度からの繰越件数	決 定					取下げ	審理中
	当該年度中にあつた新規件数	却下	棄却	認容	一部認容		
2	12	1	0	3	1	5	0
							9

(2) 件名等

申立て年月日	件 名	決定等の区分
平成21年5月25日	「授業料免除実績（学校別）」の不開示決定に対する異議申立て	認 容

平成21年12月21日	森林伐採の補償に係る「支出命令書」の一部不開示決定に対する異議申立て	一部認容
平成22年4月22日	「事情聴取の記録」等の不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成22年6月23日	「教員採用二次試験の配点と評価」に関する文書の一部不開示決定に対する異議申立て	認 容
平成22年9月8日	「農地法第5条の規定による許可申請書」の不開示決定に対する異議申立て	却 下
平成22年10月8日	「道路維持補修業務委託の単価積上明細書」等の一部不開示決定に対する異議申立て	認 容
平成22年12月2日	「法律事務所からの回答書及び質問書」の不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成23年1月7日	「法律相談の内容及び結果」等の一部不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成23年1月7日	「打合せ記録票（行政課）」等の不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成23年1月7日	「打合せ記録票（用地課）」等の不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成23年1月24日	「法律相談事務取扱要領第3条の規定による申請書」の一部不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成23年1月24日	「法律相談の旅行命令書及び復命書」の一部不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成23年2月1日	「学校法人に関する面談の記録」等の一部不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成23年3月7日	「臨床試験」に関する文書の不開示決定に対する異議申立て	審理中



(内容) 藤 雄 平

**公告第91号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年5月31日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
236,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報システム課)

**公告第92号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（セメント化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年5月31日

福島県北流域下水道建設事務所長 大堀 誠

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務（セメント化） 6,840t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年3月24日

随意契約の相手方の氏名及び住所

4 太平洋陸送株式会社 埼玉県加須市西ノ谷802番地1

5 随意契約に係る契約金額

8,400円（1t当たり）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とすることとした理由

特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

**公告第93号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（セメント化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年5月31日

福島県北流域下水道建設事務所長 大堀 誠

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務（セメント化） 6,840t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
有限会社とうかい物産 群馬県高崎市石原町2981番地1
- 5 随意契約に係る契約金額  
8,400円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

**公告第94号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（セメント化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」

という。) 第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成23年5月31日

福島県北流域下水道建設事務所長 大 堀 誠

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務(セメント化) 13,680 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
13,650円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第95号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務(コンポスト化)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成23年5月31日

福島県北流域下水道建設事務所長 大 堀 誠

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
脱水汚泥収集運搬及び処分業務(コンポスト化) 2,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サントークス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
18,480円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続

- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第96号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成23年5月31日

福島県中流域下水道建設事務所長 熊 田 優 吉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター) 15,420 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年3月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額  
6,720円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第97号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成23年5月31日

福島県中流域下水道建設事務所長 熊 田 優 吉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 15,420 t

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番  
随意契約の相手方を決定した日  
平成23年3月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
住友大阪セメント株式会社 東京都千代田区六番町6番地28  
随意契約に係る契約金額  
11,550円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第9号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(白河都市環境センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第27条の11第1項の規定により公告する。

平成23年5月31日

福島県中流域下水道建設事務所長 熊田 優吉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務(白河都市環境センター) 4,043t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年3月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
住友大阪セメント株式会社 東京都千代田区六番町6番地28  
随意契約に係る契約金額  
11,550円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第九十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年五月十九日
- 二 名称  
特定非営利活動法人福島医療・ヘルスケアICT研究会
- 三 代表者の氏名  
奥 真也
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市堤下町十三番八号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、国民に対してICT(Information Communication Technology)により先進的な医学・医療技術を活用した医療サービスを提供するためのソフトウェア開発と、医療改革においてICTが中心的な役割を担う必要があるべきと考え、事業者(産)、医療機関や大学(学)、行政(官)等を連携させて、情報の有効活用を推進する為の活動支援を行う。これにより、より良い医療サービスを推進する保健医療福祉地域作りと環境基盤作りに寄与する事を目的とする。

(文化振興課)

公告第百号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年五月二十日
- 二 名称  
特定非営利活動法人相馬はらがま朝市クラブ
- 三 代表者の氏名  
高橋 永真
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県相馬市原釜字金草五十番地の五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、相馬の魚介類をはじめとした野菜、米等地産地産品の推進を図り、新たな観光資源の開発と市民に元氣と活力を与え、地域振興に期することを目的とする。

(文化振興課)

## 公告第百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十三年五月二十三日

二 名称

NPO法人プロジェクト福島屋商店

三 代表者の氏名

内藤 清吾

四 主たる事務所の所在地

郡山市鶴見坦一丁目十四番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災において惹起された東京電力福島第一原発の放射能漏洩事故により、出荷停止等の被害や事実と異なる風評により被害を受けた福島県内の農林水産物生産者、食品およびその加工品生産者、および観光業者、その他の事業者の救済を目的として設立され、その生産物のインターネットを通じた販売、また福島県内外におけるイベントへの開催および販売促進事業、観光客増加のための事業、情報配信による事業支援を行い、福島県産品、観光に対する信頼を取り戻し、更には、消費者と生産者・観光業者を直接結びつけることにより、新たな販路の開拓を目的とする。

（文化振興課）

## 公告第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

布藤塚土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

監事 古川 七郎 耶麻郡磐梯町大字磐梯字天沼六六八四番地

（農村計画課）